陸　上　自　衛　隊　仕　様　書			
物　品　番　号		仕　様　書　番　号	
音声端末使用料		２６－０４６	
		作　　成	２７年　２月　　９日
		変　　更	
		作成部隊等名	宮城地方協力本部

1　総則

1.1　適用範囲

この仕様書は、自衛隊宮城地方協力本部（以下地本という）において、広報官等が業務で使用する市販品の携帯電話及びその使用料について規定する。

1.2　用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１による。

1.2.1

市販品

一般に流通している物品で、カタログなどによって明確にされているものをいう。

1.2.2

カタログ

この仕様書においては、製造者等の使用しているカタログをいう。

1.3　引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a)　**仕様書**

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１　陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b)　**ＩＳＯ／ＩＥＣ２７００１**

組織のＩＳＭＳ（情報セキュリティ・マネジメント・システム）を認証するための要求事項を制定した国際規格（２００５年１０月発行）

2　一般的事項

製品に関して、本仕様書に規定していない事項は、製造者の規定する仕様及び社内規格並びに商習慣による。

3　製品及び通信役務に関する要求

3.1　性能・保証等

a)　携帯電話の電源オフ及び使用時圏外等、通話ができない場合は、留守番電話サービスに繋がり、メッセージ録音できること。

b)　音声通話及び電子メール、並びにインターネット接続が可能であること。

c)　端末の電話番号は、現在使用している電話番号（別紙電話番号表）を継続して使用できること。

d)　故障発生時の機器修理等のサービスが適用できること。

3.2　使用エリア

宮城県内において使用可能であり、人口カバー率が１００％であること。

3.3　予定使用時間

予定使用時間は、１台１月あたり平均約１５０分とする。

（※最大時は、１台１月あたり約４５０分使用予定）

3.4　料金プラン

a)　１台あたり、毎月の無料通話相当額が１，０００円以上で、未使用機器の無料通話分をグループ内で分け合える料金プランであること。

b)　故障発生時の機器修理等のサービスが無料で受けられる料金プランであること。

3.5　料金明細内訳の提示

使用月の翌月に、料金明細（１回線ごと）の内訳を提示すること。

4　情報セキュリティ態勢

請負者において本件調達を実施・統括する部門はＩＳＯ／ＩＥＣ２７００１認定を取得しているか、又はそれに準ずる情報セキュリティ態勢が整っていること。

5　製品及び使用に関する保守等

製品及び使用に関する保守等は、次による。

a) 本件で使用する通信ネットワークが２４時間３６５日で監視・運用されていること。

b) 紛失等した場合、遠距離操作等で使用不可にできること。

c) 保守又は修繕態勢が確立しており、営業時間内の故障発生時に迅速に対応できること。

6　品質保証

監督及び検査は、分任契約担当官が定める監督・検査実施要領による。

7　出荷条件

7.1　包装

製品の包装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商習慣による。

7.2　包装の表示

製品ごとに電話番号を表示するほか、商習慣による。

8　その他の指示

8.1　附属品・予備品

附属品及び予備品は、製造者の定めた仕様及び規格による。

8.2　納入書類（連続した年度での契約の場合は除く）

8.2.1　添付書類

添付書類は、次による。

a) 取扱説明書（日本語版）　　１部

b) 附属品明細表（様式適宜）　１部

c) 製品保証書　　１部

8.2.2　提出書類

提出書類は、**表１**による。

表１－提出書類

名称	時期	数量	提出先
取扱説明書（日本語版）	納入時	各１部	自衛隊宮城地方協力本部 総務課　管理班
附属品明細表（様式適宜）			
製品保証書			

8.3　秘密保全

a)　庁舎内への出入り及び施設への立ち入りについては、官側担当者の指示に従い、関係規則等に基づく手続きを行うとともに、諸規定に従うものとし、立ち入りを禁止した区域及び業務に関係のない施設への立ち入りを禁止する。

b)　契約を履行する上で知り得た情報を他のものに漏らしてはならない。また、契約終了後も同様とする。

8.4　仕様書に関する疑義

契約の相手方は、この仕様書の内容に関し疑義を生じた場合は、分任契約担当官と協議するものとする。